

# デジタル社会の進展と 本人確認の厳格化

以前のセミナー内容は地面師への対策でした

先般の犯罪収益移転防止法改正案で、令和9年4月1日からは対面・非対面に関してもICチップの読み取り確認が犯罪収益移転防止法で義務になりました

法改正、実務面の両面と偽造対策、スマートフォンアプリの活用を中心にした内容になります

時間に応じ、今まで通りの各種証明書の確認方法・事件事例紹介も行います



Bell Computer System

株式会社ベルコンピューターシステム

## 1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

### 【デジタル社会の実現に向けた重点計画】（令和7年6月13日） PickUp②

#### [No.1-70] マイナンバーカードのスマートフォン搭載

- ・スマートフォン用電子証明書サービスについて、2023年5月にAndroid端末への搭載を開始しており、順次対応サービスの拡大を図る。また、iOS端末については、マイナンバーカードが保有している基本4情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）を含め、搭載実現に向けた取組を進める。  
→ iPhone端末への電子証明書及び基本4情報等のスマホ搭載の2025年春の実現  
→ Android端末への基本4情報等のスマホ搭載の2026年秋ごろの実現

#### [No.1-71] 犯収法等における非対面本人確認方法の原則 JPKI 一本化及び 対面本人確認方法の IC チップ読み取りの義務化

- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認方法について、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。

また、対面の本人確認方法においてもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯収法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付けるための取組を進める。

#### 具体的な目標：

犯収法、携帯電話不正利用防止法における**非対面の本人確認方法**の見直し

- ・犯収法（2027年4月1日）
- ・携帯電話不正利用防止法（2026年4月1日）

#### 対面の本人確認方法の見直し

- ・犯収法（2027年4月1日）
- ・携帯電話不正利用防止法（2027年4月1日）



## 1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

### 【デジタル社会の実現に向けた重点計画】（令和7年6月13日） PickUp③

#### [No.1-74] マイナンバーカードの国外継続利用

- ・ 国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請について、2026年度中を目処に実現するために必要な準備を進めるとともに、在外公館に統合端末を設置するためのシステム改修の検討を進める

#### [No.1-75] 次期マイナンバーカードの検討

- ・ 2024年3月の「次期個人番号カードタスクフォース」の最終取りまとめをふまえ、2028年度中を目指し関連システムの対応等に十分考慮し、安全で利便性の高い魅力ある次期個人番号カードの導入を目指す。

#### [No.1-80] 商業登記電子証明書の普及等

- ・ 商業登記電子証明書について、2025年度よりリモート署名方式の開発に着手し、認証局の更改を進め、2026年7月よりGビズIDと連携した運用開始を目指す。加えて、幅広い利用拡大のため、利用体験の向上に向けたUI/UX等の改善や事業者向け行政サービスとの連携準備を進める。

#### [No.1-97] 民事裁判手続のデジタル化

- ・ 民事訴訟手続については、適正迅速な裁判のより一層の実現を図るとともに、利用者にとってより利用しやすいものとするため、e提出・e法廷・e事件管理の「3つのe」の実現を目指す。2022年に民事訴訟法等が改正されたことを踏まえ、2026年5月までの改正法の全面施行に向け、引き続き、司法府における自律的判断を尊重しつつ、環境整備に取り組む。
- ・ また、民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のデジタル化についても、2023年に民事執行法等が改正された。これらについても、2026年5月までにウェブ会議等を利用した期日への参加等の運用を開始し、2028年6月までに改正法の全面施行ができるよう、司法府における自律的判断を尊重しつつ、環境整備に取り組む。

#### [No.2-15] 登記情報システムに係るプロジェクトの推進

- ・ 法務省とデジタル庁は、不動産や会社・法人の登記情報を国や地方の行政機関の端末で直接かつ直ちに確認することを可能とする取組（登記情報連携）を進めているところ、2025年度においては、対象となる地方公共団体を増やし、添付省略及び公用請求の代替として登記情報連携の利用を拡大する。

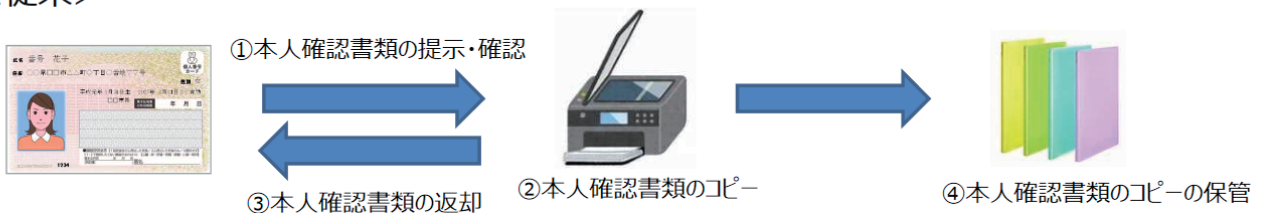
【デジタル庁】「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日）  
<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program#document>



## 1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

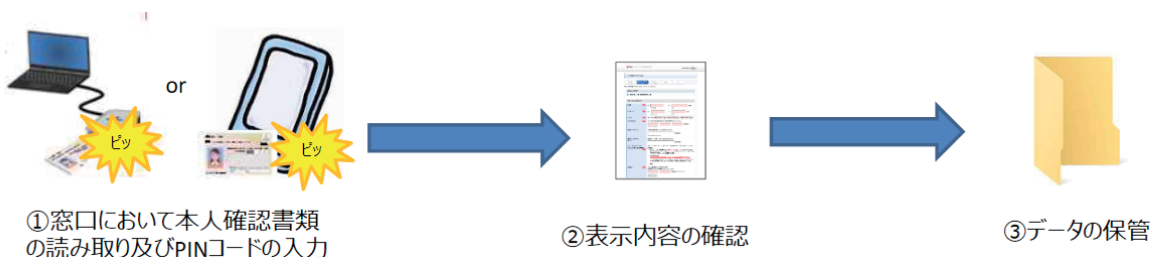
### 本人確認のデジタル化・厳格化の方法（対面）

#### <従来>



- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが困難。
- 本人確認書類のコピーの保管（ファイリング・保管スペースの確保等）に負担がかかる。

#### <デジタル化・厳格化後>

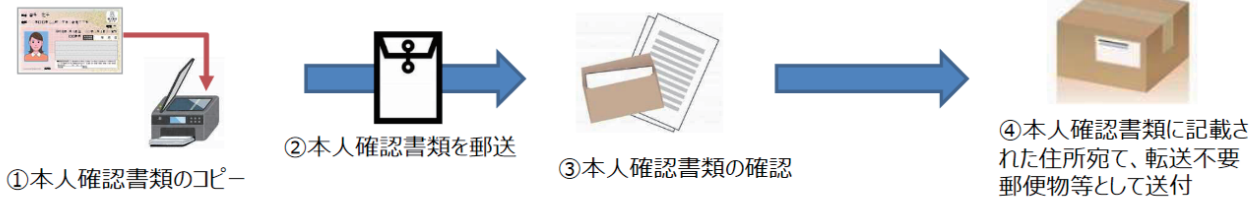


- 偽造困難なチップの情報を利用することで、厳格な本人確認を実施することができる。
- 本人確認情報の保管の負担が軽減される。
- 本人確認を行ったことの証跡をデジタルで確認できる。

## 1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

### 本人確認のデジタル化・厳格化の方法（非対面）

#### <従来（主な例）>



- 本人確認書類の券面が偽造されているかを判別するのが非常に困難。
- 一連の手续に時間がかかる。

#### <デジタル化・厳格化後（マイナンバーカードを利用）>

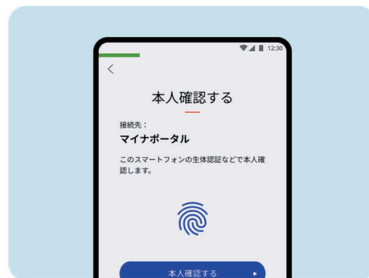
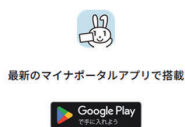


- 偽造困難なチップの情報を利用することで、厳格な本人確認を実施することができる（地方公共団体情報システム機構に有効性を確認することで、住所等が最新のものを確認できる）。
- 一連の手续を即時に行うことができる。

## 1) 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

Androidスマホ用電子証明書搭載サービス

### マイナンバーカードの電子証明書をAndroid端末に



お知らせ

2025年6月6日 本ページを公開しました

iPhoneのマイナンバーカード

### マイナンバーカードをあなたのiPhoneの中に



お知らせ

2025年8月5日 [「マイナンバーカード対面確認アプリ」に対応しました](#)

2025年6月24日 [「iPhoneのマイナンバーカード」の提供を開始しました](#)

2025年6月6日 [2025年6月24日から「iPhoneのマイナンバーカード」を開始予定です](#)

【デジタル庁】民間事業者向けマイナンバーカード活用情報（令和7年8月5日）  
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/private-business>



「iPhoneのマイナンバーカード」の確認機能は、iOS18.5以上を搭載したiPhoneに本アプリをダウンロードしてご利用いただけます。App Storeで最新のアプリを取得してご利用ください。  
※ Androidアプリでは現在利用できません

別紙

## 1 命令等の題名

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

## 2 根拠となる法令の条項

法第4条第1項及び第2項（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第4項並びに第6条第1項

## 3 改正の概要

### (1) 自然人である顧客等の本人特定事項の確認方法（規則第6条第1項第1号関係）

ア 自然人である顧客等の本人特定事項の確認方法のうち、非対面での取引に際して利用される

○ 特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた顧客等の本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法

○ 顧客等の本人確認書類の写しの送付を受ける方法

については、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、廃止することとする。ただし、規則第6条第1項第1号ヌに掲げる方法は、利用できる場面が限定的であるなど他の方法と比較して当該リスクは低いと考えられることから、改正後も引き続き認めることとする。

イ ICチップが搭載された本人確認書類を保有していない顧客等が非対面での取引に際して利用することが可能な確認方法を確保するため、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクも踏まえ、利用できる本人確認書類を偽造を防止するための措置が講じられたもの（新規則第7条第1号ニに掲げる書類）に限定した上で、当該本人確認書類の原本の送付を受けるなどする方法を引き続き認めることとする。

ウ 顧客等が非居住外国人等である場合にあつては、改正後に非対面での取引に係る有効な確認方法が実質的に存在しなくなることはないよう、規則第6条第1項第1号リに掲げる方法等に相当する方法を引き続き利用できることとする。

### (2) 法人である顧客等の本人特定事項の確認方法（規則第6条第1項第3号関係）

法人である顧客等の本人特定事項の確認方法のうち、本人確認書類の原本又はその写しの送付を受ける方法については、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、その写しの利用を不可とし、原本に限り利用することとする。ただし、顧客等が外国法人である場合にあつては、改正後に非対面での取引に係る有効な確認方法が実質的に存在しなくなることはないよう、本人確認書類の原本に限らずその写しについても引き続き利用できることとする。

### (3) その他

その他所要の改正を行うこととする。

## 4 施行期日

令和9年4月1日から施行する。



## 別紙

**1 命令等の題名**

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

**2 根拠となる法令の条項**

法第4条第1項及び第2項（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第4項並びに第6条第1項

**3 改正の概要**

(1) 自然人である顧客等の対面での本人特定事項の確認方法（規則第6条第1項第1号関係）

ア ICチップが組み込まれた写真付き本人確認書類については、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、当該ICチップの情報の読み取り等を行うこととする。

イ ICチップが組み込まれていない写真付き本人確認書類（身体障害者手帳等）については、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付することとする。

ウ ICチップが組み込まれた本人確認書類で写真が貼り付けられていないもの（16歳未満の在留カード等）については、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、当該ICチップの情報の読み取り等を行い、かつ、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付することとする。

エ ICチップが組み込まれていない本人確認書類で写真が貼り付けられていないものについては、偽造・改ざん対策が施された本人確認書類（住民票の写し等）に限り用いることができることとし、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付することとする。

オ 上記方法が実施困難である非居住外国人等については、写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法を存置することとする(※)。

(※) 特定事業者において、当該顧客等が非居住外国人等であることを確認することが前提となる。

(2) その他

その他所要の改正を行うこととする。

**4 施行期日**

令和9年4月1日から施行する。

## 2) マイナンバー（個人番号）カードについて

### こんな時に失効されます

マイナンバーカードが失効すると、本人確認書類として使用できなくなります。

また、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書も失効するため、e-Taxなどの電子申請やコンビニでの各種証明書取得、健康保険証利用、マイナポータルへのログインなどができなくなります。

- 1) 住民票の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の記載が修正された場合
- 2) 引っ越しの際、又はその転入先市区町村から転出したとき**転出予定日から30日**  
**転入した日から14日**を経過しても転入届を行わなかったとき
- 3) 引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの**提出を行うことなく90日**
- 4) 死亡したとき
- 5) 有効期限が切れたとき
- 6) 紛失等をして、行政窓口で停止の申し出をしたとき
- 7) 国外転出前に国外転出者向けマイナンバーカードへの切替手続きをしなかった方は、マイナンバーカードが失効します。

### 【マイナンバーカードへ一体化した健康保険証について】

Q. マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が切れたため、更新手続きを行いました。再度、利用登録する必要はありますか。

A. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限の属する月の月末から3ヶ月を経過した月末までに更新がない場合には、健康保険証等としての利用登録は解除され、マイナンバーカードを健康保険証として利用できなくなります。

電子証明書の更新後にマイナポータルの健康保険証ページをご確認いただき、「マイナンバーカード利用状況」が「登録済」と表示されていない場合は、再度、利用登録を行うことで、マイナンバーカードを健康保険証等として利用いただけます。

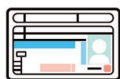


※マイナンバーカードを国外で利用する <https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

## 2) マイナンバー（個人番号）カードについて

### マイナンバーカードと運転免許証の一体化

### 免許証は選べる3タイプ .....



免許証  
のみ



マイナ免許証  
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)  
のみ



両方

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯



希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。



一体化のための手続きは？



運転免許センター等で手続きが可能です。  
免許情報をマイナンバーカードに記録できます。



免許情報の確認はどうするの？



専用アプリで確認します。  
券面には免許情報が記載されないため、「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りを行います。

令和4年の道路交通法の改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、

令和7年3月24日（月）に全国で運用開始となります。以下の3つの免許証の持ち方が可能になります。

- ①運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆる**マイナ免許証のみ**を保有すること
- ②マイナ免許証と運転免許証の**両方**を保有すること
- ③従来の**運転免許証のみ**を保有すること

※自動車等の運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯する必要があります。

マイナ免許証に記録される情報は

- マイナ免許証の番号
- 免許の年月日及びマイナ免許証の有効期間の末日
- 免許の種類
- 免許の条件に係る事項
- 顔写真

等があり、マイナ免許証のICチップに記録されます（マイナンバーカードの券面に免許に関する事項は記載されません。）。




## 2) マイナンバー（個人番号）カードについて

### 改正法の概要（マイナンバーカードと在留カードの一体化）


#### 現状・課題

- ✓ 3月を超えて在留する外国人（原則）
  - ・在留カードが交付され、常時携帯義務あり。
  - ・住民登録され、マイナンバーカードも発行可能。
- ✓ 今後、マイナンバーカードの機能拡充が図られる予定。
- ✓ 在留カードに関する手続は地方入管、マイナンバーカードに関する手続は市町村の窓口となっており、在留期間の更新などがあった場合に、それぞれの手続場所へ赴く必要あり。

現行在留カード



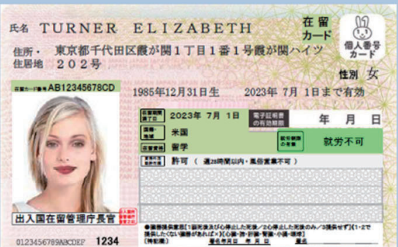
現行マイナンバーカード



#### 入管法

- マイナンバーカードと在留カードを一体化（任意）
  - 外国人の利便性を向上させることにより、共生社会の実現を目指す。
  - 義務ではなく、一体化しないことも可能。
- 一体化したカード（特定在留カード）の交付申請・交付手続
  - 地方入管における在留手続（在留期間更新など）又は市町村窓口における住居届出と同時にワンストップで特定在留カードの申請をし、交付を受けることを可能に。
  - ※特別永住者が特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した場合は、手続場所は引き続き市町村の窓口
- 券面・有効期間
  - 在留カードの記載事項のうち、即時視認の必要が高い項目を券面に記載。
  - ※その他はICチップに記録
  - 永住者の在留カードの有効期間をマイナンバーカードなどと同様に変更。
- 電磁的記録の取扱いに関する規定を整備

特定在留カード（券面イメージ）




Q. 特定在留カード等の交付は、いつから始まりますか？  
A. 公布日（令和6年6月21日）から起算して2年以内に施行されることとなっています。

【出入国在留管理庁】令和6年入管法等改正について（2024年6月14日）  
[https://www.moj.go.jp/isa/05\\_00045.html](https://www.moj.go.jp/isa/05_00045.html)

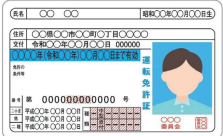


## 2) マイナンバー（個人番号）カードについて



**【国民健康保険証】**


- ・2023年（令和5年）5月より、一体化開始
- ・2024年12月2日、紙の国民健康保険証廃止



**【運転免許証（IC）】**

※運転経歴証明書は含む

- ・2025年（令和7年）3月24日より、運転免許証情報の一体化が任意で始まりました。運転免許証に記載されている（12ケタの免許番号、有効期限、氏名、生年月日、交付年月日、取得した免許の種類、本籍などの情報をマイナンバーカードのICチップに記録）
- ・令和4年3月4日、道路交通法の改正案が閣議決定



**【在留カード（IC）】**

- ・2025年度（令和7年）内、に一体化したカードの交付を目指す。
- ・令和4年6月14日、政府の関係閣僚会議で決定



**【本人・原本確認者：対面確認ソフト（スマホアプリ）】**

- ・スマホアプリをインストール
- ・対応スマホでマイナンバーカードを読み取り

券面に表記されている「生年月日」「有効期限」「セキュリティコード」とマイナンバーカードのICチップを利用して原本確認を実施します。

**一体化と偽造抑止**

**原本確認**

**モバイル化**

**【利用者本人：スマホ用電子証明書 搭載サービス】**

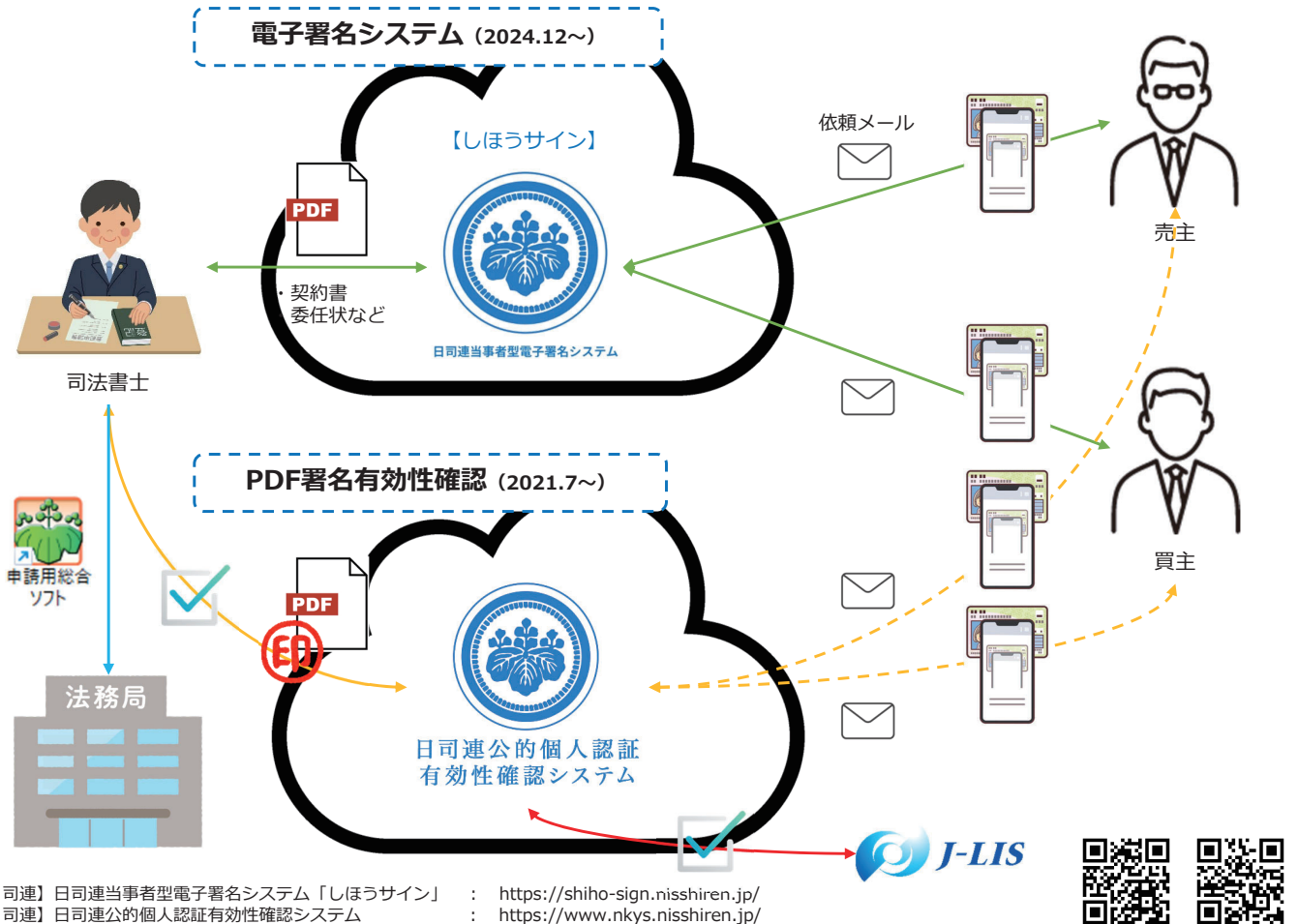
- ・マイナポータルアプリ（2025.1時点ではAndroidOSのみ対応・2025年春iPhone対応予定）
- ・スマホアプリをインストール
- ・対応スマホにてマイナンバーカードを読み取り

マイナンバーカードの情報をスマホへ登録  
 「利用者証明用電子証明書（4桁）」「署名用電子証明書（6～16桁）」をスマホ用に発行し、登録する。

- ・非対面の本人確認を行う際には利用できるが、マイナンバーカードの本人確認書類としての利用（対面により券面を相手方に提示）と同等の利用はできません。

## 2) マイナンバー（個人番号）カードについて

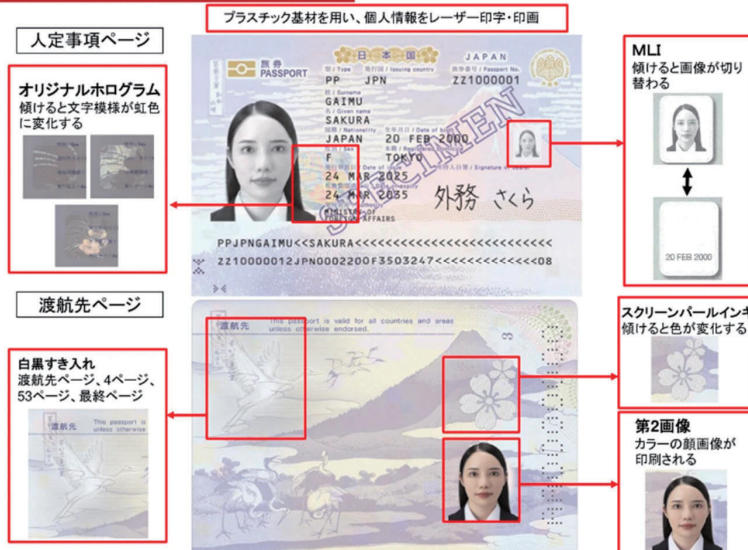
完全オンライン申請可能に！？



## 4) パスポート（旅券）



参考: 2025年旅券の偽変造防止技術の例



2025年旅券とはどんなパスポートですか？

2025年旅券とは、偽造・変造対策を大幅に強化する目的で、旅券の顔写真ページにプラスチック基材を用い、文字や顔写真をレーザーにより印字・印画した新型のICチップ搭載旅券です。日本銀行券（紙幣）も製造している国立印刷局で作成します。2025年3月24日申請受理分から導入するので、2025年旅券と呼んでいます。

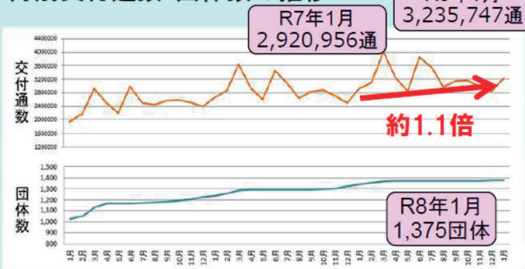


## 6) コンビニ交付証明書について

# コンビニ交付の利用状況

(令和8年2月15日確定値)

月別交付通数・団体数の推移



過去14カ月の月別交付通数

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
合計	2,505,306	2,920,956	3,097,259	4,001,430	3,256,889	2,845,420	3,845,716
団体数	1,322	1,337	1,358	1,369	1,371	1,371	1,371
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
合計	3,557,409	2,967,868	3,144,867	3,161,568	2,979,146	2,852,606	3,235,747
団体数	1,371	1,371	1,371	1,373	1,373	1,375	1,375

年度別交付通数

種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	累計
住民票	4,100,191	7,078,939	10,572,144	15,300,371	17,129,178	15,305,772	76,897,388
住記載	51,625	96,150	161,022	248,270	286,754	245,391	1,167,911
印鑑	2,984,766	4,795,784	7,028,049	10,687,923	12,173,744	10,948,723	54,785,773
税	530,124	976,462	1,474,902	2,146,003	2,679,033	2,758,733	11,515,792
戸籍	493,285	940,863	1,734,345	3,288,104	3,185,593	2,380,822	12,736,990
附票	44,523	84,913	135,658	225,416	243,293	207,795	1,010,738
合計	8,204,514	13,973,111	21,106,120	31,896,087	35,697,595	31,847,236	158,114,592

交付割合(交付通数の多い市区町村 - 令和8年1月実績 - )

	全国	横浜市	大阪市	福岡市	川崎市	札幌市
月間交付通数	3,235,747	115,480	96,950	62,216	52,102	50,767
市区町村窓口時間外のコンビニ交付割合	47.4%	45.2%	45.8%	39.5%	49.7%	46.7%
他市区町村でのコンビニ交付割合	21.9%	15.1%	11.3%	11.0%	19.8%	7.5%

※J-LIS地方公共団体情報システム機構 最新情報より [https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/convinikoufu/cms\\_93097920214.html](https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/convinikoufu/cms_93097920214.html)

## 7) アプリの活用

- ・ IDリーダー (LibJeID)
- ・ マイナンバーカード対面確認アプリ
- ・ マイナ免許証読み取りアプリ
- ・ 利用者クライアントソフトのダウンロード・JPKI利用者ソフト
- ・ 在留カード等読取アプリケーション
- ・ 在留カード等番号失効情報照会
- ・ 利用できる市区町村
- ・ 運転免許証番号のヒミツ(Free みんなの便利帳)
- ・ 券面事項表示ソフト

## 7) アプリの活用

# 「マイナンバーカード対面確認アプリ」

マイナンバーカード対面確認アプリ



## マイナンバーカード対面確認アプリ – 主な画面

### ホームをひらく

ホームをひらき、照合番号の読み取りに進みます



### 照合番号を読み取る

お客さまからカードを受け取り、カメラで照合番号を読み取ります



### ICチップを読み取る

マイナンバーカードを近づけて、ICチップを読み取ります



### 内容を確認する

読み取った内容を確認します



マイナンバーカード対面確認アプリ

※スマホ内に、事業者の確認の記録として、「確認の日時」、カードの券面に関する情報としては「生年月日6桁を除く照合番号(8桁)」を保存し、後から確認できるようにする。個人情報は保存しない。

### 利用シーン

- ・金融機関での取引のための本人確認時
- ・携帯電話の契約のための本人確認時
- ・中古品の買取のための本人確認時
- ・自治体窓口での本人確認時
- ・その他、マイナンバーカードの対面での本人確認が必要なとき

### 確認できる情報

マイナンバーカードに格納された、以下の情報と読み取り日時がアプリ画面に表示されます。

- ・顔写真(白黒)
- ・氏名
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・有効期限
- ・セキュリティコード



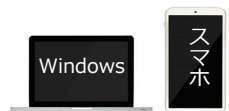
※マイナンバーカード対面確認アプリ : <https://services.digital.go.jp/mynumbercard-check-app/>

## 7) アプリの活用

# 「マイナ免許証読み取りアプリ」

マイナ免許証読み取りアプリ  
専用サイト

ホーム お知らせ よくある質問 利用規約 プライバシーポリシー



マイナ免許証から  
免許情報をかたんに

令和7年 3/24 運用開始



マイナンバーカード  
対面確認アプリ

マイナンバーカードから免許情報を簡単に読取・表示



令和4年の道路交通法の改正により、マイナンバーカードと運転免許証・運転経歴証明書の一体化に関する規定が整備され、令和7年3月24日(月)から全国で運用開始となります。免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証や、運転経歴証明書の運転経歴情報が記録されているマイナンバーカード、いわゆるマイナ経歴証明書を保有している方は、本サイトで案内している「マイナ免許証読み取りアプリ」をインストールして、マイナ免許証やマイナ運転経歴証明書に記録された免許情報、運転経歴情報を確認することができます。



※マイナ免許証読み取りアプリ : <https://myna-menkyo-app.npa.go.jp/>

## 8) 事故事例とその他

### 本物のマイナカードに別人の写真、偽造グループを摘発

2026年1月15日 16時45分

本物のマイナンバーカードの券面に別人の写真を貼り付けて偽造したなどとして、警視庁国際犯罪対策課は15日、無職の鈴木啓修容疑者（62）＝相模原市緑区＝ら男2人を有印公文書偽造・同行使などの疑いで逮捕したと発表した。偽造マイナカードなどを身分証として使い、他人名義のクレジットカードを作成していたとみられる。

#### ◆マイナカードなど画像データ1万件、日本人名義も

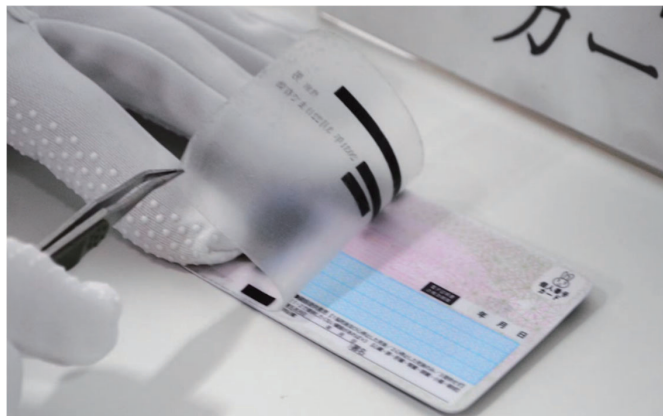
マイナカードの偽造事件ではこれまで、材質が似たカードの券面のみを偽造する手口が多かった。ICチップが内蔵された本物のカードを悪用するのは異例とみられる。

同課はマイナカードの入手経路などを詳しく調べる。

同課によると、偽造マイナカードの券面にはICチップに登録された本人とは別の氏名や住所、顔写真が記載されていた。同課は本物のマイナカードの表面の一部を削り取り、別人の個人情報をフィルムに印刷して貼り付けたとみている。

グループは偽造マイナカードなどを使ってクレジットカード契約を申し込み、受け取る際にも偽造カードを示していたとみられる。マイナカードには偽造防止の印刷技術が使われており、本物を使うことでチェックをすり抜けようとしたとみられる。

総務省によると、マイナカードは25年12月末時点で約1億枚発行され、人口に対する割合は80.8%になった。ICチップには氏名や住所、顔写真といった情報が記録されている。マイナカードによる本人確認にはICチップの読み取りが重要になる。



警視庁が押収した偽造マイナカード。本物の上から別人の情報を印字したフィルムを貼り付けていた（15日、東京都千代田区）



※日経新聞 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD163BJ0W5A011C2000000/>



# Bell Computer System

株式会社ベルコンピューターシステム

〒362-0066  
埼玉県上尾市領家118-8  
TEL : 048-783-1231  
URL : <http://www.bell-com.biz>  
Mail : [shu@bell-com.biz](mailto:shu@bell-com.biz)